

特別な医療のポイントって、なんだっけ？

認定調査とつきクン通信（H24第4号）

（H24年度は特記、記載時のポイント・キーワードに重点を置き発行いたします）

その他（特別な医療）・5酸素療法

ケシコちゃんの特記

- 24時間酸素療法が行われている。1カ月に1回受診あり。

選択*ある*

ポイントは、自分できちんと確認しようね。

ポイント「過去14日間にうけた特別な医療」

医師、または医師の指示に基づき *キーワード（過去14日以内に看護

師等によって実施される医療行為に限定される。）

継続実施されているもののみ対象。急性疾患等一時的な実施は含まない。また、調査時点で医師の診断により処理終了、完治している場合は、過去14日間に処置を受けていても、継続していなければ該当しない。（医師の指示が過去14日以内に行われているかどうかは問わない。）

テキストで確認したよ。

再びケシコちゃんの特記

- 24時間酸素療法が行われている。1カ月に1回の受診はあるが、酸素量等の管理は日常的には妻が行い、調査日から**過去14日以内に看護師等によって実施された行為はない**。

選択肢*ない*

たしか4月から、必要な研修を修了した**介護職種**が、医師の指示で**行った行為も該当する**項目ができたよね。

そうだね。ちゃんと確認して家族だったら該当しないんだね。

特別な医療は、過去14日以内に看護師等によって実施された行為を調査時に確認することだよね。

そう、そう「7. 気管切開の処置」の開口部からの痰吸引（気管カニューレ内部の痰吸引に限る）と「9. 経管栄養」だよ。家族か介護職種かも調査の時に確認しないとね。